

様式 2

生産行程管理業務規程

作成日：平成 27 年 7 月 8 日

更新日：令和 5 年 6 月 22 日

1 作成者

住所（フリガナ）：シズオカケンヌマズシシモカヌキアザカミシヨウジ（〒410－0822）静岡県 沼津市下 香貫 字上 障子 415- 1

名称（フリガナ）：フジイズノウギョウキョウドウクミアイ富士 伊豆 農業 協同 組合

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 梶 毅

ウェブサイトのアドレス：<https://www.ja-fujiizu.or.jp>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 2 類 野菜類

区分に属する農林水産物等：馬鈴しょ

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ミシマバレイショ三島 馬鈴薯、MISHIMA BAREISHO

4 明細書の変更

富士伊豆農業協同組合は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）品種の確認

品種「メイクイン」については、生産者からの注文を受けて品種「メイクイン」を配布することとし、配布の状況についての記録を残す。

富士伊豆農業協同組合は、この配布の記録と照らし合わせて、生産者が品種「メイクイン」を使用しているか否かを確認し、記録に残す。

これらの記録は富士伊豆農業協同組合の職員が行なう。

（2）栽培の方法の確認

富士伊豆農業協同組合は、定期的に職員が生産圃場を巡回し、生産者に対する現地調査を出荷開始前までに 1 回以上実施し、栽培の方法と生産地を遵守しているか否かを確認し、記録として残す。

また生産者には出荷開始前に生産履歴の提出を義務づけている。この書面で、生産場所、品種を確認することが出来る。（参考様式例「栽培管理記録簿」のとおり）

なお、栽培の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、臨時に現地調査を実施する。

(3) 出荷規格・最終製品の確認

富士伊豆農業協同組合は、年1回、出荷開始前に生産者を集め、出荷規格や品質を揃えるため、目揃え会を実施し、出荷規格や品質の統一を図る。

選果前には、(1)及び(2)の確認の記録を確認する。ただし、品質、肌目は選果時に確認する。

風乾については、富士伊豆農業協同組合で行うものと、生産者が行ってから出荷するものがある。富士伊豆農業協同組合で風乾を行うものに関しては、生産者が富士伊豆農業協同組合へのお荷日から選果日までが風乾日数として確認する。生産者が風乾を行い富士伊豆農業協同組合にお荷するものに関しては、お荷の際に収穫日を確認し、その収穫日から選果日までが風乾日数として確認する。

「三島馬鈴薯」の選果は、共選と個選があり、共選は富士伊豆農業協同組合の共同選果場(所在地は静岡県三島市谷田字城の内141-1)において行うこととし、その際、富士伊豆農業協同組合の職員が選果状況を確認することで、出荷規格を遵守しているか否かを確認するとともに、最終製品を確認する。

個選は「三島馬鈴薯お荷規格表」(別紙「三島馬鈴薯お荷規格表」のとおり)に沿って生産者自らが行なうこととし、お荷された「三島馬鈴薯」は富士伊豆農業協同組合の職員が抽出検査にて、選果状況を確認することで、出荷規格を遵守しているか否かを確認するとともに、最終製品を確認する。

6 明細書適合性の指導

(1) 品種及び栽培の方法について

富士伊豆農業協同組合は、品種及び栽培の方法に従った生産が行われていない場合には、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、富士伊豆農業協同組合は、当該生産者について、「三島馬鈴薯」としてのお荷を一定期間、禁止することもできるものとする。

指定の生産地以外で生産されたものについては、生産者に対し、警告を発し、「三島馬鈴薯」としてのお荷を受け付けない。

(2) お荷規格について

富士伊豆農業協同組合は、お荷規格を満たさない馬鈴薯については、「三島馬鈴薯」及び登録標章を付した状態でお荷しない。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 富士伊豆農業協同組合は、前記5(3)の確認の際に(お荷の際に)、生産地・品種・栽培の方法・お荷規格・最終製品の各基準をいずれも満たしている馬鈴薯についてのみ、地理的表示である「三島馬鈴薯」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。この際、地理的表示である「三島馬鈴薯」及び登録標章を使用している者及びこれらの使用がされているもの(例えば、お荷用のダンボール)についても確認する。

(2) 富士伊豆農業協同組合は、前記5(3)の確認の際に(お荷の際に)、以下の馬鈴

- ① 生産地・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれかを満たしていない馬鈴薯であるにもかかわらず、地理的表示である「三島馬鈴薯」及び登録標章が使用されている馬鈴薯
- ② 地理的表示である「三島馬鈴薯」のみが使用されている馬鈴薯
- ③ 登録標章のみが使用されている馬鈴薯

富士伊豆農業協同組合は、前記５の（３）の確認の際に（出荷の際に）、以下の場合に該当する場合は、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、富士伊豆農業協同組合は、当該生産者について、「三島馬鈴薯」としての出荷を一定期間、禁止することもできるものとする。

- 富士伊豆農業協同組合は、9月1日から翌年8月31日までを一年度として、年度終了後1か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- 富士伊豆農業協同組合は、前記 9 により作成提出した書類に加え、以下の書類を、富士伊豆農業協同組合担当が、その提出の日から 5 年間、保存するものとする。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]